

新型コロナウイルス感染症対策協議会委員 感染症法に基づく医療機関等への要請へのご意見

委員	意見
乾委員	本件は、新型コロナウイルス感染症の急拡大に係る極めて緊急の案件のため、本協議会会長一任とさせていただきたい。
掛屋委員	<p>大阪府下での COVID-19 患者数は、連日最多記録を更新しており、変異株の影響が強いと推察される。大阪府下の重症および軽症・中等症患者は、実質、現在準備されている病床数を上回っており、重症度に応じた病床運用が十分機能しているとはいえない。そのため、重症および軽症・中等症病床の確保が急務である。</p> <p>大阪府下での新規患者数から推定される提案の病床数は、各施設にとっては準備が厳しい病床数と考えられるが、現状から考えられる必要数と認識して、今まで受け入れをしていなかった施設を含め、まずは各施設で軽症・中等症病床の増床が必要である。一方で、感染対策に慣れていない施設での診療は、施設内クラスターの原因となる可能性がある。COVID-19 患者を診療できる院内環境を整えること、医療スタッフに対する基本的な個人防護具の使用法の再教育を早急に行い、十分な個人防護具の供給をお願いしたい。また、新規施設の医療スタッフからの感染対策に関する質問や相談を地域で受けられるバックアップ体制づくりが重要と考える。</p>
佐々木委員	従来の病床確保の要請では、乗り切れない状況にまで追い込まれている。この際、考えられるあらゆる手段を講じて病床確保に努めなければならない。その一環として、感染症法第 16 条の 2 に基づく、強制力を持った勧告や公表を伴う要請はやむを得ないと考える。
茂松委員	<p>重症患者を軽症・中等症病院で対応している状況を鑑みると、軽症中等症病床の追加確保要請は致し方ないと考える。</p> <p>しかしながら、各病院は、必ずしも感染症に精通した医師・看護師等の医療従事者を常に確保できる訳では無い。構造上の問題から、ゾーニングが難しい施設も存在するため、院内感染への対応も十分に考慮する必要がある。</p> <p>今回、新規で病床確保が要請される病院は、コロナ患者受入で対応できなくなった他院の地域医療や救急を代替的に担っている所もあり、対応容量には差がある。</p> <p>現在の感染拡大を踏まえれば、病床の更なる確保は喫緊の課題であるが、「正当な理由」から病床を確保できない病院名の公表は厳に慎んでいただきたい。</p> <p>なお、今後の対応策として、軽症患者を早急に対応するための施設（例えばインテックス大阪等）の確保を検討されたい。</p>
倭委員	<p>現在、大阪府において重症病床のみならず、軽症中等症病床も極めてひっ迫している状態である。感染症法第 16 条の 2 に基づく軽症中等症病床の総計約 1100 床の追加確保要請に賛成である。</p> <p>ただし、要請レベルでは、直ちに病床確保するには限界があると思われる。この災害レベルの危機的状況にあって、より強い指示が出せないかご検討いただきたい。</p>